

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年6月24日（月）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	今吉 直樹 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	川窪 幸治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	阿多 己清 君	委員	仮屋 国治 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 前川原 正人 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 松枝 正浩 君 委員外議員 宮田 竜二 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

消防局長	川崎 敏朗 君	消防局次長	松本 哲郎 君
警防課長	狩川 靖 君	消防局総務課課長補佐	原田 幸市 君
警防課課長補佐	日原 秀顕 君	警防課消防団係長	烏丸 一作 君
消防局総務課主幹	蔵原 寛久 君	消防局総務課装備係主査	塩満 一樹 君
警防課主査	満留 秀太 君		
総務部長	小倉 正実 君	企画部長	藤崎 勝清 君
企画政策課長	野村 博昭 君	財政課主幹	内村 光孝 君
企画政策課主幹	藤田 光治 君	企画政策課企画政策グループサブリーダー	山中 広行 君
財政課財政グループ主任主事	大原 優介 君	財政課財政グループ主任主事	船盛 慎二郎 君
市長公室長	永山 正一郎 君	市民環境部長	石神 幸裕 君
安心安全課長	山口 留美子 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
安心安全課防災グループ長	荒木 誠 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループ長	金丸 哲朗 君
市民活動推進課共生協働推進グループ主任主事	江藤 俊志 君		

6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳丸 慎一 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第58号 財産の取得について

議案第59号 財産の取得について

議案第60号 財産の取得について

議案第61号 財産の取得について

議案第62号 財産の取得について

議案第67号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

所管事務調査 まちづくり計画書を生かした防災の在り方

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前 9時00分」

○委員長（今吉直樹君）

それでは、ただいまから総務環境常任委員会を開会します。本日は去る6月18日の本会議で当委員会に付託されました議案6件の審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

**△ 議案第58号 財産の取得についてから
議案第62号 財産の取得についてまで**

○委員長（今吉直樹君）

それでは審査に入ります。議案第58号から62号財産の取得について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

まず、議案第58号及び第59号並びに第60号は、常備消防における消防ポンプ自動車と水槽付消防ポンプ自動車の更新、次に、議案第61号は同じく常備消防における高規格救急自動車を更新するものです。次に議案第62号は非常備消防における消防ポンプ自動車を更新するため、それぞれの財産取得に必要な契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。その詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

第2回霧島市議会定例会議案27ページから35ページ、議案第58号から第62号の財産の取得について、ご説明いたします。まず、議案第58号は、消防局北消防署北署に配備予定としている消防ポンプ自動車を鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から5,500万円で取得しようとするものです。次に、議案第59号は、消防局中央消防署福山分遣所に配備予定としている消防ポンプ自動車を鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から5,505万5,000円で取得しようとするものです。次に、議案第60号は、消防局中央消防署溝辺分遣所に配備予定としている水槽付消防ポンプ自動車を鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から6,946万5,000円で取得しようとするものです。次に、議案第61号は、消防局中央消防署中央署に配備予定としている高規格救急自動車を霧島市国分府中町33番23号、鹿児島日産自動車株式会社国分店店長西屋敷健から3,096万8,300円で取得しようとするものです。なお、本議案は、令和5年度に寄附の受納があったものを財源として、令和6年度に繰り越して執行するものです。最後に、議案第62号は、隼人方面隊日当山第二分団姫城部及び溝辺方面隊中央分団に配備予定としている消防ポンプ自動車2台を鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二から4,099万7,000円で取得しようとするものです。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の趣旨説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑の際は議案番号をお願いします。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

確認をさせていただきたいのですが、私も何回か質問させていただいているので、本当はしっかり覚えておかないといけないところなんですけれども、議案番号とちょっとそれぞれにかかるんですけれども、同じいいですか。共通して。消防ポンプと救急車になってるんですけれども、この局長の答弁の中に消防ポンプ自動車の更新ということが書いてあるんですけれども、この更新するための条件ていうのがあるのか、そこを少し確認させていただきます。もしあれば、そこを御紹介いただけるとありがたいです。

○消防局長（川崎敏朗君）

車両の更新という基準がありまして、高規格救急車によっては、走行距離15万km以上、次の車検

に合わせて更新ということになります。消防ポンプ車にあっては、13年経過したものを更新という基準をとっております。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

あと消防団の車両については、22年から23年を迎える車両を更新する予定で行っております。

○委員（川窪幸治君）

今期更新の基準をちょっと聴いたところなんですけれど、ちょっと私の記憶が曖昧だったので、もしかするともっと短いのかなというふうになんて感じてまして、短いのであれば消防に対する機械的なものの基準は毎年上がっているという話で、車の性能も当然上がってるんだろうなと思って、今聴いたら消防ポンプのほうは13年で救急車が15万km以上、団においては22年、23年というようなことなので、ここは長く持続的に使うというのはちょっと無理なのかなというのは今納得したところでした。

○委員（鈴木てるみ君）

ちょっと確認したいんですけれど、議案58号と59号は、同じ型の自動車だと思うんですけど、値段が若干違う理由をちょっとお聴かせください。

○消防局長（川崎敏朗君）

仕様書が配られてると思うんですけど、そちらを御覧いただきたいと思います。議案58号と59号、それぞれのページ数19ページを御覧ください。そちらのほうに中段のほうに救助資機材というのがあります。その欄の中に、議案58号のほうはチェーンソー、議案第59号のほうは油圧救助用器具というのがあります。それぞれ積載品が違うということでそこで価格の違いがあるということで、差が生じていることであります。

○委員（竹下智行君）

今回、森田ポンプがほぼ、入札で通ってるんですけど、ほかの4社と見るとかなり価格の開きというのがあるようなんですが、ここに掲載されてる4社が落札するというか、そういうことってというのがどれぐらいの確率であるのかと。森田ポンプがどれぐらいの確率で落札されるのか、そこ辺りをちょっと状況がどういうふうになってるのかなというところを教えてください。

○消防局長（川崎敏朗君）

確率的なものは計算してませんが、御指摘のとおり、鹿児島森田ポンプさんの落札というのが多いのは承知しております。当該車両を納品する直前に装備品を搭載して一括して納品してもらうシステムをとっております。一括発注方式ということになりますけど、森田などの特殊車メーカーとか、日産にあっては救急車。ちょっと日産のことまで含めてお話をしておりますけど、自社の車両をベースとした艤装をしております。そのベース車を自動車メーカーから調達して艤装工程に入りますけど、その他車の工程の中に消防用販売量から消防資機材、ポンプ車でいえば筒先とかホースとか、そういういろんな資機材を購入してますけど、救急車については医療用販売業から当該医療用具を購入してますけど、これはメーカー同士の契約によって調達しているものです。ということで、このような諸事情があるということで、トータル的には落札価格が決まってしまうという事情からか、森田ポンプのほうが多落札が多いということになろうかと思っております。

○委員（植山太介君）

関連でちょっとごめんなさい、森田ポンプが多落札が多い要因というのを今御説明されたと思うんですけど、ちょっとよく今、全体を聴いてよく分からない。消防車に関してでも結構ですのでこう森田ポンプが多いのかっていうのをちょっと簡単に説明していただけたらと思うんですけど。

○消防局長（川崎敏朗君）

なぜかという、なかなか難しいところではありますが、森田ポンプさんは全国的にシェア約60%誇ってるということで、あと先ほど言いましたけど各種関係のメーカーさんとのつながりもあるということで、やはり、この消防側に関して言えば、私たちの要望を聴いてくれる、市民の生活につながるべくそういう装備品をそろえてくれるということもありまして、そのような形でなると

思います。

○委員（阿多己清君）

議案第62号関係なんですけれども、随意契約なんですけど、これを入札にできなかった理由等があるんですか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今回の消防団員の消防ポンプ自動車のCD-1型は、現行の免許制度の普通免許でも運転可能な、車両総重量の3.5t未満という形になっております。消防ポンプ自動車は基本的にこの3.5t未満の車両に更新していく計画予定でいますので、この霧島市の契約の管理システムの登録のある消防ポンプ自動車を製造できる業者のうち、この3.5t未満という特殊な消防ポンプ自動車を製造できるのが、現在1社、今のこの森田ポンプになりますので、こういう契約となりました。

○委員（阿多己清君）

以前、一般質問等でオートマ免許が多いという中で、今回もこのほぼほぼ取得しようとしている車両はオートマなんですか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

おっしゃるとおりオートマの車両になります。

○委員（阿多己清君）

今回、仕様書を提出していただきました。1回入札で決まってるのかなと思うんですけど、ここの部分はどうかでしょうか。

○消防本部総務課主幹（蔵原寛久君）

議案第61号の高規格消防自動車につきましては、1回目が不調となっております。

○委員（阿多己清君）

頂いた仕様書は詳細を見てませんが、他の4社さんもこれを見て完成品はできると。そして、入札に値することも可能だということに理解してよろしいでしょうか。

○消防局総務課装備係主査（塩満一樹君）

はい、そのとおりでございます。

○副委員長（久木田大和君）

関連で、金額の算定に当たって、以前より物価等が上がっているかと思うんですけど、そこについて、入札の上限金額っていうんですかね。そこら辺の見直しとかっていうのは行われたのか、どれくらい上がったのかっていうのが分かればお示してください。

○消防本部総務課主幹（蔵原寛久君）

資機材の見直し等で考慮しております。

○副委員長（久木田大和君）

どれくらい、何%とかが割合的なものとか金額とかがっていうのが分かればお示しいただければと思います。

○消防本部総務課主幹（蔵原寛久君）

直近の状況等を考慮しながら、仕様書に載せております。何%という数字は持っていません。

○委員（植山太介君）

ちょっとお聴きしたいことがございまして、こういう専門車両は、使い終わったら廃車にすると何かのときに聴いた記憶があるんですけど、こういったのを少しでも何かお金に換える方法というものはないのかなと思ったところだったんですけど、全国的にこういった、何とかこうお金に換えるようなことってあるのかな。ちょっとそこら辺を知ってるようでしたらお聴きしたいなと思ったところだったんですけど。

○消防本部総務課主幹（蔵原寛久君）

御指摘のとおり、救急車、消防車として売ったほうが当然お金は上がってくるんですけど、過去に他県で政治団体に活用されたりとかという例がございまして、今現在サイレン回転灯を車

両に表示している市名、消防機関名等を除去して、鉄くずとして処分しています。

○委員（植山太介君）

全国の例としてはサイレンとかを政治団体に売ったりしているというのを聴いていると。

○消防本部総務課主幹（蔵原寛久君）

私の言い方が悪かったですけれども、消防車として売ったものが、また流れて政治団体に行くと、そういった例がありますので、鉄くずとして処分をしているというところですか。売却しているところですか。

○委員（植山太介君）

法律ってどうか、仕組み上そういう消防車両はばらして部品で売ったりとか、そういうことしちゃ駄目だと、もう鉄くずにして処分しなさいという決まりがあるという認識でいいんですか。

○消防本部総務課主幹（蔵原寛久君）

決まりはなく、ネットで公共団体のやつでも売ったりはしているんですけども、霧島市消防局としては今のところ、それに対応することはないと考えております。

○消防局長（川崎敏朗君）

今の答弁に対しての付加次項ということで。これも毎回この場でお話をさせていただくんですけども、平成16年に消防庁消防課長より消防車両等の適切な管理及び処分についてということで通知がありました。これは、長崎県において、実在する消防機関の名称及び政治団体で名称を車体に表示した救急自動車と思われる車両が走行していたと。非常に悪用されてるという状況があったということ。それと、全国消防長会というのがありますけれども、そちらのほうからも不要となった消防車両の処分方法についてということで通知がありまして、これは各消防本部にあっては適正に処分してくださいというような内容でお達しも来ております。そういうことで悪用防止の観点から、先ほど話をしましたとおり、鉄くず処分として、処分の件に関しては歳入という形になっております。

○委員（仮屋国治君）

ほぼ森田ポンプの独占市場なわけですけども、議案第61号、高規格救急自動車に関しては日産がお取りになっていらっしゃるわけですけども、救急自動車に関しては、森田ポンプの優位性というのはないということでもいいのか、それとも日産自動車さんに優位性とかそういうものがあるのか。その辺のところに分かっておられましたら教えてください。

○消防局長（川崎敏朗君）

高規格救急自動車に関してはですね、森田ポンプさんのほうも救急車を製造してるようです。しかし、森田ポンプ社の車両シャシーというのがトラックシャシーを利用した艀装を、工程を行っているということで、我々が望んでいる救急車ではないというのも実情もあります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかに質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔なし〕という声あり〕

ないようですのでこれで議案第58号から62号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時22分」

「再 開 午前 9時24分」

△ 議案第67号 霧島市新市まちづくり計画の変更について

○委員長（今吉直樹君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第67号、霧島市新市まちづくり計画の変

更について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

それでは、議案第67号、霧島市新市まちづくり計画の変更について説明します。霧島市新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併後の新市まちづくりを総合的かつ効果的に推進すること等を目的として、平成16年3月に策定したものです。その後、計画期間や合併特例債の借入限度額等の変更を平成26年度と平成30年度に行いました。今回の議案は、令和6年2月に改定した霧島市経営健全化計画（第4次）改定に基づき、引き続き、市町合併に起因する事業、本市の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むに当たり合併特例債を活用するため、霧島市新市まちづくり計画を変更することについて、同法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、企画政策課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（野村博昭君）

それでは、議案第67号、霧島市新市まちづくり計画の変更についての詳細について、説明します。この議案は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき、霧島市新市まちづくり計画を変更するものです。今回の変更に係る背景については、先に企画部長が説明したとおりですので、私から、今回の計画変更の内容について、説明します。令和6年第2回霧島市議会定例会議案の50ページ、議案第67号の別紙をご覧ください。今回提案しました計画変更では、大きく3か所について変更を行っています。まず、1か所目として、現行の計画では、合併特例債を発行することができる限度額を500億円、うち建設事業費分を481億円、基金造成費分を19億円としていたところですが、（仮称）霧島市クリーンセンター整備事業の建設事業費が概ね確定したことに伴い、活用する起債を一般廃棄物事業債から令和7年度に発行期限を迎える、より有利な起債である合併特例債に振り替えることにしたことや、霧島市経営健全化計画（第4次）策定時には想定し得なかった物価・人件費高騰の影響による普通建設事業費の増嵩及び国が進める次元の異なる少子化対策など財政需要の増に対応するため、発行することができる合併特例債の限度額を530億円に変更し、うち建設事業費分を511億円に変更するものです。なお、基金造成費分につきましては変更しません。次に2か所目として、本市の一体性を高めるため、鹿児島県が市の施策と連携しながら実施する主な実施事業の名称が変更となったことから、第7章 新市における県事業の推進の（2）新市における県事業の主な事業、実施事業中、通常砂防事業を砂防事業に、活力あるむらづくり支援事業をかごしまの農業未来創造支援事業（農村づくり対策）に変更するものです。最後に3か所目として、第9章 財政計画の（1）前提条件について、歳入項目の変更に伴い法人事業税交付金、自動車税環境性能割交付金の追加等を、歳出項目の変更に伴い災害復旧事業費の追加等を行うとともに、（2）財政計画については、令和4年度以前は決算額に、令和5年度及び令和6年度は当初予算額に置き換え、令和7年度は前提条件を基に算出した推計値としたところです。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

ぶっちゃけ30億円増やした分の建設事業費の中身は具体的にはどのようなものですか。

○財政課主幹（内村光孝君）

課長のほうにもありますとおり、大きなものにつきましては、クリーンセンターのものになっておりますが、ほかにも市民会館の改修等もございまして、あと、今後の物価高騰に伴うインフレスライド等の資材高騰の分もいろいろ見込んだ結果、合併特例債のほうが約30億円、あと不足するような見込みということで、今回30億円計上したところでございます。

○委員（阿多己清君）

表にあるところで、50ページの表なんですけど、県の事業が変わったことでこういう砂防事業とか

農村づくり対策の事業とか、県の事業の変更によって変わったと。具体的なこの中身というのはいいのか、想定している事業があったら御紹介ください。

○企画政策課長（野村博昭君）

県との協議の中で事業名称の変更ということを確認しておりますので、事業内容については変更はないのではないかと思います。

○企画部長（藤崎勝清君）

参考までに平成6年度の県の農業関係の事業の一環として挙げておりますのが、農政畜産課関係で活動火山周辺地域防災営農対策事業、ハード分です。これが継続。それから地域農業経営構造確立支援事業、これを継続。それから、奄美農業支援プロジェクト事業、これはソフトですけども継続。ただいま計上いたしております鹿児島県の農業未来創造支援事業というのが新規で掲げられておりますので、これら今後、県から示された事業等に基づいて、市が取り組む時のリンクがしっかりできるように計画のほうにも計上しているというような流れになるかと思えます。

○委員（仮屋国治君）

合併特例債が令和7年度で発行期限ということですけども、もう来年のことですけども、この530億円を何か事業が出てきたときに、更に合併特例債の額を膨らますというようなことができるんですか。

○財政課主幹（内村光孝君）

今回、計画額のほう530億円に上げましたので、これ以上また借入れをするという場合はまたこの計画を変更しないといけませんので、今の段階では、令和7年度事業までということですので、繰越しまで使えますので、令和8年度まで延びる可能性はあるんですけども、今の時点ではこの530億円で、合併特例債については計画されているものだというふうに認識しております。

○総務部長（小倉正実君）

説明については今、内村主幹が説明したとおりですけども、資料の50ページの資料を見ていただきますと、そちらの中段ほどの表になりますが、建設事業費分と言いますと借入限度額としては、本市の場合546億円になります。それに対して今回変更しますのが511億円ということになっておりまして、こちらにつきましては今後の財政計画等を算定するに当たって、本年の2月に霧島市経営健全化計画第4次を改定したところでありまして、それを改定する際に今後の普通建設事業等の見込み等を勘案した上で、当然、余りにもたくさん起債を借り過ぎると、今度それに対する今後の償還等が発生しますので、それなども総体的に把握した上で今回提案させていただいております511億円ということで計画したところでございます。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございませんか。それでは、ないようですので、これで議案第67号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時37分」

「再 開 午前 9時38分」

△ 委員間討議、議案処理

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、議案第58号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。それでは採決します。議案第58号については原案のとおり、可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第59号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第59号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第60号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第60号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第61号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第61号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第62号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第62号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。次に、議案第67号、霧島市新市まちづくり計画の変更について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第67号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第67号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案6件の審査を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、付託議案に係る委員長報告に付け加える点について御意見はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言お願いします。

○委員（川窪幸治君）

今日、消防局のほうについてなんですけれども、私が質問させていただいた更新条件とか、その辺のところは口述書でも結構ですので、書いてあれば質問する必要もないことなのかなど。私も2期目になりますけれども、毎回、尋ねているような気がしておりますので、丁寧に書いてあれば、もう質問することがないので、その辺は、丁寧に書いていただければと思います。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの川窪委員の御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回、付託を受けた議案6件については、7月2日の本会議で表決となりますので、その日に委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。ここでしばらく休憩をします。

「休 憩 午前 9時44分」

「再 開 午前 9時48分」

△ 所管事務調査 まちづくり計画書を生かした防災の在り方

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。所管事務調査を行います。テーマはまちづくり計画書を生かした防災の在り方となっております。初めに、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（石神幸裕君）

本日の所管事務調査は、地域まちづくり計画書を生かした防災の在り方でございます。本年1月1日に発生した能登半島地震は、日ごろの地域コミュニティ活動による地域住民同士のつながりが大切であると、改めて認識いたしたところです。それでは、地区自治公民館が主体となり策定している地域まちづくり計画書及び地区防災計画の概要につきまして、市民活動推進課長が説明いたします。本日は、よろしくお願いいたします。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

地域まちづくり計画書及び地区防災計画の概要について、御説明いたします。地域まちづくり計画書は、地域住民が主体となって地域の現状を分析して、10年後のあるべき姿を見据え地域の特性を生かした独自のテーマや目標を設定し、その実現に向けて知恵を出し合い、自助・互助・公助により活力ある個性豊かな自立した地域づくりを進めるためのビジョンとして作成するものです。現在、89地区自治公民館のうち87地区で策定済みであり、当初の計画書策定から5年ごとに見直しを行っています。また、計画書を策定している87地区のうち73地区が、防災に関して掲載しており、その内容は様々ですが、実際に避難訓練を行っている地区や独自に防災マップを作成し、避難経路などを掲載している地区もあり、地域まちづくり支援事業において、金銭的な支援もしているところ です。一方、地区防災計画は、災害による被害を減らし、住民の安心安全を守るために非常に重要な計画であると認識しています。当該計画の策定にあたっては、防災出前講座等による地域への働きかけを通じて、地域住民の中で防災に対する自助・共助への理解を深め、その後、計画作成の機運が高まった段階において、積極的に計画策定の支援を行っています。今回の能登半島地震で改めて災害への備えについて考え直され、今後の計画の見直しにおいて、防災に関する具体的な取組を掲載する地域が増えていくものと考えています。

○委員長（今吉直樹君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（久木田大和君）

地区防災計画が以前もお聴きしたかと思うんですけれども、地区防災計画が何件ぐらい策定されているのかということと、それがこの地域まちづくり計画と連動している形になっているところがあるのか。あれば幾つぐらいあるのか教えていただければと思います。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

地区防災計画の策定状況なんですけれども、令和6年、市の防災会議をもって計画策定が認められた数でいきますと、地区自治公民館が5公民館、自治会が3自治会、その他団体といたしまして、福山地区の海岸地区、小廻、中央、大廻で構成されます福山町海岸地域の防災を考える会、その他団体として1団体でございます。まちづくり計画との連動につきましては、詳細のほうを確認できておりません。申し訳ないです。

○委員（竹下智行君）

先日の一般質問でもこの策定率というのが、パーセンテージが示されたと思うんですけれども。地区の方々が自主的に作りたいということで、自発的に申出がないとなかなかそれが計画まで繋がっていかないというふうな御説明もあったかと思うんですけれども。この何年間かずっと計画が進まなかった、執行部側の要因としてはどういうふうに分析されておられますか。

○安心安全課長（山口留美子君）

地区防災計画のほうは地区自治公民館または自治会のほうで作っていただいておりますが、自治組織のコミュニティの低下、それから計画自体を作成することが難しいと自治組織のほうで考えられているのかなというふうに認識をしております。そこで市のほうといたしましては、先日の一般質問のほうでも市長のほうで答弁されましたけれども、地区の防災力を上げるために地域防災推進員というものの要請をいたしまして、市で独自の要請をいたしまして、地域防災推進員のほう、各地区のほうに派遣拡大していくというような形で地区防災計画の策定を進めていきたいということを考えているところであります。また、今年になりまして、アンケートのほうを地区自治公民館長のほうに取っております。その際に、地区自治公民館、また自治会のほうで、そういう地区防災計画を検討しているというような地区が地区自治公民館と自治会を合わせて27ございました。そういうところに対しまして、各地区の地域振興課と一緒に、実際の状況がどうなっているのかということを確認する作業を開始したところであります。それから先ほどちょっとグループ長のほう

から、今9地区で地区防災計画のほうを作成しているという発言がありましたけれども、まちづくり計画書も5年おきの見直しをするということで、先ほど市民活動推進課長の答弁でもありましたが、まちづくり計画書の5年おきの見直しの際に安心安全課としても、市民活動推進課と一緒に地区防災計画の策定のことについて、安心安全課としても働きかけのほうを今後していきたいというふうに考えております。

○委員（植山太介君）

先日の藤田議員の一般質問を聴きながら、私も知らないことがいっぱいありまして、勉強させてもらったところがあったんですけど、県が危険箇所を調べたと。それは市民にはその地域の人には公表しなかったと。そこに執行部の方もすべきだと思いましたがというような答弁もありながら。県の調べているのも古いし、県が調べているのも本当にそこが危険な場所なのかなってというような疑問もあったみたい。今後早急に対応をみたいな感じで終わってたように私はお見受けしたんですけど。今度県にそういうのをもう1回調べてくれるのか、市として独自に調べるのか、今後のそこら辺の流れっていうのを少しお聴かせいただけたらなと思ったところなんですけれど。

○市長公室長（永山正一郎君）

今ある孤立集落の件だと思うんですけど、平成26年度に県のほうが調査して霧島市に何箇所こういうところですよというのが市のほうに情報が来ています。それを私は先日見まして、私は霧島町の出身なので霧島のどういうところが対象になっているのかなと見たら、何でここが孤立するんだっていう疑問を感じました。その調査自体は本当にどんな調査をしたのかと今でも疑問に思っています。その辺を考えると、今後、調査は県が機械的にやっていたのかどうか、その辺も調べまして、実は本当にこの集落は孤立するんだ、集落においても集落は広いでするので孤立する部分としない部分とかそれぞれだと思えます。そういったものも加味しながら、しっかりと調査を行って孤立しそうな住民の方には、こういうことが起きたら当然孤立する可能性がありますよというのはお知らせすべきだと思いますし、あと、そういうときにどういった対応を行政がとっていくかというのを普段から考えて、できれば訓練なり何なりをやっていくことが大事だと思っていますが、今現在では入り口に立ったところで、今後どうやっていきたいと思いますかというのを今から始めるというふうに理解していただければと思います。

○委員（竹下智行君）

地域まちづくり計画書のほうが89地区自治公民館のうち87地区で策定済みとありますけれども、逆に2地区は策定がないということになると思うんですが、この地区については目標がないのか、課題がないのか、どういうことで2地区が策定されてないのかそこが分かればお示しください。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

場所的には、山間部といいますか本戸地区と福山の比曾木野地区、この2地区が作成しておりません。なかなかそこに人がいないというのもあるのですが、やはり先ほど言う災害という意味ではかなり心配な部分はございますけれども、現在こちらとして働きかけで作成するようにお願いしているところなんです、まだ現時点は策定されてないというふうに考えていただければいいと思います。

○委員（竹下智行君）

地域まちづくり計画書が策定されてないということですかね。比曾木野地区はかなり、過疎の進んでいる地域だとは思いますが、課題もいろいろあるかと思うんですけど、そこで計画を作れるような、発信できる方がもういらっしやらないのかどうなのか、そこあたりがいらっしやらないとしたら、行政側のほうでも何かしらのサポートがあってもいいんじゃないかなとは思いますが、そこはどういうふうに考えればよろしいでしょうか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

委員のおっしゃるとおりだと思っています。ただこちらとしても当然、地域で作成されるものなので、あくまでサポートはするようにしているところなんです、前からといいますか、この2

地区だけまだ策定されていないということですので、できれば市のほうとしても協力しながら計画書ができればいいかなと考えております。

○委員（川窪幸治君）

課長の口述書の真ん中あたりで、まちづくり支援事業において金銭的な支援というところが書いてあるんですけど、具体的にはどのようなことをされているのかお聴きしていいですか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

事業名といたしましては地域まちづくり支援事業ということになります。その中にソフト事業といたしまして、防災関係の一応項目が載っております。具体的には当然避難訓練とかされるのもあると思うんですが、先ほどの防災マップで、そういうのを作られたときに費用が、60%の補助がおりるようになっております。また上限は30万円となっております。そちらについては金銭的な補助ということになります。先ほどの60%ですが基準表がありますので、それに伴った金額の60%です。

○委員（仮屋国治君）

地域まちづくり計画書を生かした防災の在り方というテーマなんですけれども、今ちょっと地区防災計画にも関わってきているようなんですが、ここ何か月か地区防災計画についての議論を聴いていますと、どうしても国から押しつけられた作業という感覚が何かえらい強いような気がしているんですけれども。これを各地区で作上げた際に得られるメリットというのはどういうものがあるというふうに認識をされているのか確認させてください。

○市長公室長（永山正一郎君）

実際地区防災計画を策定するのは、話し合い活動の中で自分たちが住んでいる場所はこういったところが危ない。こういったときには、こういうところに避難するんだ。こういう体の不自由な人がいるからどうしましょうと、そういった総合的な計画を作っていきましょうというようなことだと思うんですけれども。現実的には自治会の加入率も半分ちょっとぐらいしか確かなないと思います。これを幾ら自治会の話し合いの活動の中で作っても、関与する人たちは半分程度と。そのほかの人たちはどうするんだということになってきますので、大切なのは日頃から自助です。メディアなんかでいろいろ言っていますそういった情報を確実に聴いて、自分が個人だったらどうするんだというのを分かっていたで、確認していただく。あと、事業所、学校等でそれぞれの、生活している中のいろんなところで、こういったときにはこうするんだ。最後にやはり地域でどうするんだというところに、行き着けばいいなと思っているんですけれども。あともう一つは仮に作ったとしても、作った瞬間は盛り上がりみんなが認識されているかもしれませんが、せっかく作ったのをずっと持続可能な継続して地域の住民が理解して実践していかないといけないと。またそういったのも非常に難しいのかなと考えております。ですから私どもとしては地区防災計画も大切なんですけれども、日頃の防災活動、あと防災の避難訓練なども、一般質問でもありましたけれども展示型のテレビで見るような避難訓練をこれまで行っていましたが、今後は、一人一人に合ったような形、事業所であったり御家庭であったり、そういったところでの防災の取組を少しずつ浸透させて、できるだけ多くの方が災害に被災されないように意識を持って自助、共助、最後に公助という形にはなるかと思っておりますけれども、そういったまちづくりを行っていきたくと考えております。

○委員（仮屋国治君）

繰り返しになりますけれども、地域まちづくり計画を生かした防災の在り方ということを考えたときに、連携して何か見えてくる先があるとお考えですか。今の部長の答弁聴いていると、自助とかなんとかそういう意識を高めるしかないということなんですけれども。ある意味今回のテーマは委員会からの提言だと思うんです。地域まちづくり計画を生かして、霧島市の防災の在り方を高めていけないだろうかという、そういうことに関して連携していける部分というのがあるのかどうか両部長で御答弁いただけたら。

○市長公室長（永山正一郎君）

当然、地域まちづくり計画を作っていくときには、地域の話合い活動があります。その中で防災

についての働きかけを行政のほうでも行って、その意識を高めていただいて、まちづくり計画に盛り込んでいくというのは、当然可能なことだと思いますし、それを持続可能な形で取り組んでいただけるような取組をしていかなければいけないと考えております。

○市民環境部長（石神幸裕君）

これまで地域防災計画がどちらかというと先行する中で今回のテーマを頂きました。改めて市民環境部で持っているまちづくり計画の進め方の資料等を見ますと、やはりまちづくり計画の中で一つのメニューとして防災のメニューがございますので、そのところをある意味、春の館長会、自治会長会の説明会の中の資料や説明の中で、特化した形でこういったことが非常に大切ということで説明をしていく。まちづくり計画と地域防災計画の両面から、誘導できるような形でもう少しPRができるのではないかと改めて感じたところでございます。

○副委員長（久木田大和君）

今回、地域まちづくり計画の中に、防災の項目があるというところもあるんですけど、なかなかまちづくり計画自体がうまく機能してないと言ったらちょっと言い方が適切かどうか分からないんですけども、まちづくり計画をもっと活用しながら、防災のテーマのところも含めながら、その地域に住む人たちが住みよい環境づくりっていうのができるんじゃないかなというふうに考えたところだったんですけども。そこに関して、例えば今メニューの中で、市からの支援の事業なんかもあるということで御説明いただいたんですけども、まちづくり計画の充実というか、そういったところをもっと図れるんじゃないかなと思うんですけど。そこについての御意見をお示ください。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

支援事業につきましては、先ほどまちづくりに限らずいろんな形で支援をしていきたいというふうに考えております。また、先ほど口述書でもありましたけれども、87地区のうち73地区が一応防災に関しては項目が入っております。逆にあと十何個の地区においてはまだ防災という言葉が出てきておりません。当然5年に一度見直しを行いますと。そのときにはまた、係の方、担当の方いらっしゃいますので、その防災についてもまた周知という形はしていきたいと考えております。必ず載せてくださいということではないんですけども、やはり防災の中には、各地区によっていろいろ中身も異なってくるかと思うんですけども、先ほど言いました避難所とか計画書とか、いろんな項目を、あと、避難所だけじゃなくて、避難経路などの周知も含めてやはり各地区で違うと思いますので、そういうのも含めた形でまちづくり計画の中には策定していきたいという形で入っているんですが、防災計画とはまたちょっと切り離して考えているというところがありますので、そういうのももっとまとめたのをこの防災計画のほうに一つとして、形として作っていただければ、まちづくり計画と防災計画がつながるのではないかなというふうに考えたりはいたします。

○副委員長（久木田大和君）

地区防災計画に関して、現在、九つの地区で策定をされているということで、27地区が今後情報収集しながらということなんですけれど。ここについて、例えば目標を年間何件ぐらいずつ進めていって、全部の地区が策定できるような形で進めていくとかそういった目標数値などがお示しできないものなのかなと思うんですけど。そこら辺に関してはいかがでしょうか。

○安心安全課長（山口留美子君）

地区防災計画につきましては、作成することが目的ではなく、作成がスタートだと思っております。作成していただいて、そのあと計画に沿って地区のほうで防災訓練をされたりとか、意識を高めていただくということが大事なのかなというふうに考えております。安心安全課といたしましては、まずはこのアンケートをもとに、各地区の地域振興課と連携しながら状況の確認をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（久木田大和君）

防災計画がなくても、避難訓練なんかされているところもちろんあると思いますし、そこで、

計画が必ずしもその策定をゴールにしてしまっただけではもちろんいけないとは思いますが、進まない要因としては、例えば先ほどあったんですけど、孤立する場所とかってところが、その地域の人が把握をしてないということによって、必要ないんじゃないかと思っている地区がもし例えば避難が必要になるというのを地域全体で把握をしたら、そういう計画が出てくるとかっていうこともあるでしょうけれども。その地域の人たちがその地域に潜んでいる危険というか、災害のリスクというのか、そういうのをしっかりと把握をすることによって、その策定とかっていうところもできてくるかとは思いますが、そういったところを示しながら、できれば、策定がゴールじゃないけれども、その策定を目指すために目標数値などを定めていってもいいのではないかなという気がしておりますので、そこのところまた御検討いただければと思います。

○委員（植山太介君）

自分が住んでいるところなんかは自治会が中心になって、ここにあるように地域住民の方が主体となって、どういうまちづくりをしようという話合いが想像できるんですけど。この間の一般質問の中で、このあたりは二十何%しか自治会加入がなくてとか、あとはアパートやらマンションやらという中で、その方たちはどうやってどのコミュニティでこういったのを話し合っているのかなって思ったりしたところなんですけれど。情報をお知りでしたらぜひお聴かせいただきたいと思うんですけど。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

先般の一般質問でございましたけれど、やはりこの市街地とかそういうところは先ほど二十何%なんです。ただ、もともとキャパも多いものですから、二十何%でも結構な方たちが、恐らく自治会のほうに集まって参加されて、いろいろ話をされているのではないかと考えております。だからそれが一部ではあるんですけども、その中でその地区全体のことを考えながら、当然加入者だけではなくて、その地区全体のこと、先ほどアパートの独身者のというのがあると思いますので、それも踏まえた協議というか検討はしてらっしゃるんじゃないかなと考えております。

○委員（植山太介君）

何となくパイが大きいからという話は思ったんですけど。けど実質その7割8割の人はそれに携わってないというか、関わってないというか、興味がないというか、そのような形だと思うんです。そこら辺ってどうなんですかね。その人たちだけで進めていっていいものなのか、逆にそれを決めたその計画をそっちに伝わっているものなのか、そこをちょっとお伺いしたいんですけど。その二十何%で決めて、パイが大きいから決まると、人がいるし、けれどその7割8割の人はそれを知っているのか。共有できているのかなとちょっと今話を聴きながら思ったところだったんですけど。

○市長公室長（永山正一郎君）

残りの方の共有というのは非常に難しいと思います。ですから先ほど申し上げましたように自助。まずは自分がこういったときにはどうするんだ、家族はどうするんだ、あと学校で事業所でそれぞれ、御自身のことを理解した上で、また地区でもこういうのがありますよということを知っていただければ1番いいのかな。ただ現実的に考えたら、避難所ここですよと道路標識なんかには建つてると思うんですけども、果たしてどれだけの人が気づいてるのかなっていうのも気になる場所です。1番いい例が、ちょっとこれ余談になりますけれども、庁舎でも火災が起きたときに、消火器はどこにありますか。ここで火災が起きたら消火器どこにありますか、誰が動くんですか、消火栓が、ホースもありますけれども、使い方は分かっていますかとそういうことだと思うんです。ですから身近に自分の家の周りがあるところが危なくて、何かあったときはどうしなければいけない。日頃から、小さなことから確認していくことが大事です。当然地区防災計画を作っていって多くの人を知るのが一番いいんですけども、なかなか現状では難しいのではないかと考えております。

○委員（阿多己清君）

この前の藤田議員の一般質問を聴いて9地区団体が整備をされているということで。資料を藤

田議員は持っておられたのかもしれませんが、策定する、作っていくのがとても地区では無理じゃないかというような発言もちょっとあったんですが。そこら、今27地区がそういう動きがあるということなんです。そういう行政のほうが少し関わって策定の支援をするということはいかがなんでしょうか。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

本年の防災会議におきまして、先ほど課長のほうからもありましたとおり、市の中にいらっしゃる県の地域防災推進員ということで研修を受けていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういった方々を中心に、霧島市のほうでも改めて霧島市の特性であったりですとか、防災に関するノウハウというところを共有させていただきながら、各地域のほうで活躍をしていただきたいと。そういった計画も今考えておきまして、具体的などころにつきましては、今後進めていくことになるんですけども、そういった方々と連携をとりながら機運を高めていきたい。なので今まではどちらかという状態だったんですけども、積極的に市のほうからもギアを一つ上げて、各地域のほうに取組を広げていきたいというふうに考えているところです。あと先ほどありましたアンケートをとりました27地区におきましても、改めて市のほうから折衝を図っていきたいというふうに考えているところです。

○委員（竹下智行君）

今後について非常に期待するところですけども、久木田副委員長が先ほど言われたこの目標数値というこの数字が、やっぱり何をやるにしても大事だと思うんです。この機会に2. 何%、たしか一般質問で2. 何%しか計画が策定されていないこの現状が何年も続いている中で、作成がまずスタートという、その答弁がずっと繰り返されているので、やはり何年、5年後には何箇所を目指そうというその計画の数値があって、そのためにどういうふうにして執行部で地域に働きかけていくかというふうな、そういうプロセスが非常に大事だと思うんですけど。永山市長公室長のほう、その数値設定をしていただきたいというのが切にありますけれども、そちらについて御答弁お願いします。

○市長公室長（永山正一郎君）

様々な事業を行っていく上で、K P I、重要業績評価指標という、霧島市においては、総合計画においては全て数値を設定して、目標を定めてそれに向かって頑張っているところなんですけれども、この地区防災計画については、なかなか数値というのはイメージできないものですから。作っているのが地区自治公民館で作っていたり、自治会で作っていたりします。自治会はたしか830ぐらいあります。地区自治公民館は89です。ということで700ぐらいあって、今九つしかできないからびっくりするような数字なんですけど、どういった組合せで作っていくのか、自治会単位で作るのか地区自治公民館単位で作るのか、福山がやっているような地域で作るのかですね。そういったのを考えると、なかなか目標の数値は難しいですけども、できるだけ頑張っていくという意欲はありますので、今の時点で目標の数値というのはちょっと何ともお答えしがたいというところです。

○委員（竹下智行君）

いや納得はしないですけど。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど県の防災推進員の方がいらっしゃるというお話でしたが、何人ぐらい霧島市内にいらっしゃるか。分かりますか。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

霧島市内に受講された方、55名いらっしゃいます。

○委員（鈴木てるみ君）

結構いらっしゃるんだなというふうな感想を持ったところですが、ほかにも霧島市内には防災士の資格を取っている人も何名かいらっしゃると思うんですけども、あと地元の消防団の人たちとかこういった方たちが防災の人材になっていって、核となっていただけたらなというふうに

思っているんですが。そういう、いろんな方面の防災関係の人材を集めて何かそういう核になっていただくという、何かそんな思いとか計画とかあったら教えてください。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

今年度より、地域防災推進員でありましたり、すいません具体的なところが、ちょっと今からというところであるんですけれども。市としては、各地域の防災の核になっていた方というところ、我々と一緒に防災活動を進めていきたいと思いますという方々を積極的に、名称はまだ具体的には決まっていんですけれども、例えば地域防災リーダーみたいな方々を今後、一緒に取り組んでいきたいということで、今年度の市の防災会議の中でそういったところを提案しまして、承認がされたところでございます。対象になる方につきまして、先ほど県の地域防災推進委員の方などという形で申し上げたところなんですけれども、その対象の方については今後、具体については検討させていただく形になります。今、委員がおっしゃったように、防災士の方であったりですとか、消防団の方であったりですとかそういったところも含めて、今後、対象の方というのを選定をさせていただいて、防災活動の活性化に向けた取組ができるように、進めていきたいというふうに現段階では考えているところであります。

○委員（鈴木てるみ君）

この資料の説明をお願いいたします。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

お配りしました資料につきましては、一つの参考としまして地区の防災計画が策定されるまでにどういった取組がなされているのかということで、御紹介させていただくものになります。これにつきまして令和6年度の防災会議において正式に市の防災計画の中でも盛り込まれた部分の福山町小廻地区の取組になります。御覧いただきたいところが、まず令和4年度に、最初の防災講座のほうを8月20日に行いまして、以降、防災講座のほうを合計2回、そしてあと、この3地区というのが先ほど申しました福山地区の下場の海岸地域の方々です。やはり地理的条件からも、様々な災害が起りやすいという危機感を共有しながら取組を進めていただいております。ワークショップを行いまして、まず防災マップの作成に取り組んでいただいております。同じく第4回でも防災マップの作成をしていただきまして、年が明けまして令和5年3月に小廻地区としては避難訓練をしてくださっています。令和5年度の1年間を通じて、記載のとおり要配慮者名簿の作成、個別避難計画の検討を行いまして、地区防災計画案を作成しました。昨年、地区防災計画を小廻地区の総会において決定がなされておりました、小廻地区地区防災計画がなされたということです。計画策定までに1年半ほど期間を要したというところの資料になります。それ以降の添付している写真と地図等につきましては、地区がしていらっしゃる取組の様子でしたり地区の方で作られました防災マップの抜粋になります。資料につきましての説明は以上になります。

○委員長（今吉直樹君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 10時29分」

「再開 午前 10時42分」

△ 委員間討議

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（植山太介君）

執行部の説明を聴きながら、執行部側も危機感を持って、これから率先して取り組んでいこうという姿勢が見えたことは、いいことだなと聴きながら思ったことであります。また、その説明の際に、聴きながら思ったことが、地域まちづくり計画書、こちらを使いながら、自治会の加入率なんか、自治会に加入する大きなメリットにも、仕組みをうまく使えばなるのかなと思いますので、こういうのを使いながら、自治会の加入率なんかも上げていけるのではないかというような考えを持ったところであります。

○委員（川窪幸治君）

私も今、植山委員が言われたところに重複はすると思うんですけども、地域まちづくり計画を生かした防災の在り方ということで、今日、執行部と話をさせていただいたんですけども、ここにも示してあるとおり、日頃の地域コミュニティの活動による地域住民同士のつながりが大切であるというふうに書いてあります。やはり、地域の住民の人たちが自治会の加入率っていうのは、こういう計画を立てる上でも非常に大切なことであって、また、計画を立てる上で、もし、自治会に加入していない人には声がかからない可能性も非常に高くなっていくのではないかというようなことを感じたところでしたので、逆に言うと、今度はこの防災計画を使った、自治会のコミュニティづくりというようなものが、また、取り組まれているといいなというふうに感じたところでございました。

○委員（竹下智行君）

地区防災計画の策定数が少ないと、策定率も非常に低いという現状の中で、やはり何事に対してもその目標の数値っていうのは掲げることで、執行部も危機感を持って、例えば5年後、自治会、公民館、そこの数の10%を目指そうとか、そういうふうなところで目指す目標数値が立った上で、それをクリアするために、どういう人たちを巻き込んで、その目標数値をクリアするために取り組まないといけないのかというのが決まってくると思うので、やはり目標数値が掲げられないというのは非常にこれからも、数が増えていかない一つの要因になっていくと思いますので、ぜひ目標数値の設定を検討していただきたいというところをお願いしたいところです。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほどから意見が出ておりますけれども、防災と自治会っていうのはやっぱり大きくリンクしてるんだなというの私も感じました。それで、語ろかいのテーマなんかも、自治会のことを取り上げてもいいんじゃないかなと思っておりました。

○委員（阿多己清君）

質疑の中で、行政からの支援というか、そういうところをちょっとお尋ねもしました。やっぱり27ぐらい、そういうアンケートのほうでの動きがあるということではありますが、今後、期待もしたいところです。策定するにはかなりのボリュームがあったり、困難だろうと思いますので、こちらについては積極的に行政、または、防災推進員そういう方々の知恵をやっぱり借りて策定に進めていってほしいと思いました。

○副委員長（久木田大和君）

今回、地域まちづくり計画と地区防災ということで、一つはまちづくり計画書がなかなか効率的に機能しないということも課題ではあるのかなと思うんですけども、地域の人たちが防災も含めたその地域のことを考えるきっかけとして、地区の防災計画というのを策定を目指しながら、また地域のつながりをつくっていくのが大事なのかなというふうに考えたところで、その中で、地域まちづくり計画の中に防災が73地区入っているというところにはなるんですけども、こういったところ、今回、能登の地震があったことも踏まえて地域の皆様の関心が非常に高い中で、こういったのを積極的に進めていく必要があるんじゃないかなというところを改めて感じたところでした。

○委員長（今吉直樹君）

ほかよろしかったでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにはないようですので、今回の所管事務調査をこれで終了し、委員長報告をすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次に、委員長報告に付け加える点何かございますでしょうか。先ほどの発言以外に、これはというのがあれば、よろしいでしょうか。

〔「一任」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に一任ということでございますので、そのようにさせていただきます。今回の所管事務調査については7月2日の本会議で委員長報告を行います。

△ 閉会中の所管事務調査

○委員長（今吉直樹君）

次に閉会中の所管事務調査についてであります。閉会中の所管事務調査について協議を行います。委員の皆様のご意見はありませんでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 10時49分」

「再 開 午前 11時08分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務所調査については、地域公共交通の現状と課題及び総務環境常任委員会の所管事務事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次にその他になります。その他として委員の皆様から何かございますか。ここで休憩を入れます。

「休 憩 午前 11時09分」

「再 開 午前 11時32分」

○委員長（今吉直樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。その他は特にないので、以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前 11時33分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 今吉 直樹